

第4次高槻市青少年育成計画



令和3年(2021年)3月

はじめに

本市では、子育て・教育環境の充実を重要施策に掲げ、各種事業を通して様々な取組を進めております。とりわけ、次代の担い手となる青少年が、心身ともに健やかで、社会的に自立した個人として成長するために、全ての青少年が夢や希望を抱き、人と関わり、自ら課題を見つけ、主体的に考え取り組む力を持って、地域社会に積極的に参加・参画することができる社会をつくっていくことが必要です。

しかしながら、今日、少子高齢化の進行や情報化の進展などに加え、自然災害の増加や新型コロナウイルス感染症の流行など新たな課題が顕在化しており、青少年を取り巻く環境は未だに多くの課題を抱えています。急速に変化し、予測困難な社会において、青少年が生きる力を身に付けながら、これからの社会を構成する担い手として自主的、主体的に社会参画できるように、社会全体で体制を整え、見守り支援していくことが求められています。

このような中で、この度、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間で計画期間として、「第4次高槻市青少年育成計画」を策定しました。

本計画は、高槻市青少年健全育成条例第10条の規定に基づき、本市における青少年の健全育成のための基本理念と責務を明らかにしたもので、青少年施策についての基本的な方向性を示すものです。

今後、この計画に基づき、家庭、学校、地域、関係機関等と連携を図りながら、青少年の健全育成に向けた施策を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に向け、多くの貴重なご意見をいただきました高槻市青少年問題協議会の委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただいた関係の皆様から感謝を申し上げます。

令和3年3月

高槻市教育委員会 教育長 樽井 弘三

目 次

第1章 計画策定にあたって 1

- 1 第3次高槻市青少年育成計画の総括…………… 1
- 2 計画策定の背景と目的…………… 2
- 3 計画の位置づけ…………… 3
- 4 計画の期間…………… 4
- 5 計画の対象…………… 5
- 6 計画の策定体制…………… 6

第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状 7

- 1 社会背景・社会環境…………… 7
- 2 子ども・若者の意識に関する調査…………… 13
- 3 高槻市の小学生・中学生に関する調査…………… 16

第3章 基本的な考え方 19

- 1 基本理念…………… 19
- 2 基本目標…………… 19
- 3 計画の体系…………… 20

第4章 青少年のための基本施策と取組 21

- 1 基本施策と取組…………… 21
基本目標1 次代を担う青少年の健やかな成長を支援する
基本目標2 社会全体で青少年の活動を支援する
基本目標3 青少年が抱える課題の解決を支援する
- 2 計画の推進と評価…………… 36

資料編 37

- 1 策定経過…………… 37
- 2 高槻市青少年健全育成条例…………… 38
- 3 高槻市青少年問題協議会規則…………… 41
- 4 高槻市青少年問題協議会委員…………… 43
- 5 高槻市青少年育成計画策定委員会設置要綱…………… 44



第1章

計画策定にあたって

- 1 第3次高槻市青少年育成計画の総括
- 2 計画策定の背景と目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象
- 6 計画の策定体制

1 第3次高槻市青少年育成計画の総括

本市では、高槻市青少年健全育成条例(昭和60年12月制定)に基づき、平成元年度に第1次高槻市青少年育成計画を策定し、青少年の健全育成施策を総合的に推進してきました。

平成13年度から平成22年度までを計画期間とする第2次高槻市青少年育成計画では、新たな取組として、摂津峡青少年キャンプ場の機能強化(研修棟・ロッジ・炊飯場の新設)や、チャレンジ推進事業による「生きる力」の育成、地域の教育機能向上に向けた地域教育協議会の設置などを行い、青少年が自主性や社会性を身につけるにあたって一定の成果をあげることができました。

続く平成23年度からの第3次高槻市青少年育成計画では、家庭教育学習会の支援を開始したほか、服部図書館の開館や、しろあと歴史館・今城塚古代歴史館・自然博物館の博物館登録など、社会教育活動の幅をさらに広げ、「青少年が健やかに育ち、社会に参加・参画するまちづくり」という基本理念のもと、社会環境の整備や、社会全体で青少年を支援するため各事業に取り組み、計画の推進を図ってきました。

しかしながら、急速に進展する少子高齢化や情報化、いじめ・不登校・児童虐待等の問題に加え、近年、自然災害の増加や感染症の流行など新たな課題が顕在化しており、青少年を取り巻く環境は未だに多くの課題を抱えています。

こうした状況から、第3次高槻市青少年育成計画までの取組の成果を継承しつつ、青少年の健やかな成長と自立に向けた取組をさらに進めるため、青少年を巡る社会環境の変化等を踏まえた今後の方向性を定める必要があります。

2 計画策定の背景と目的

次代を担う青少年は豊かな想像力と無限の可能性を秘めており、その成長過程において成功や失敗を経験しながら、様々な生きる力を身につけていくものです。

全ての青少年の人権が尊重されるとともに、その資質や能力を最大限に発揮できるよう支援しながら、社会的に自立し、社会の形成に参画できるように育成することは、社会全体の責務でもあります。

令和2年度から始まった新しい「学習指導要領」には、これからの社会がどんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしいという願いがこめられています。また、新しい時代を生きるために必要な力として、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性など」、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力など」の三つの柱で整理し、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、三つの力をバランスよく育てていくとしています。

こうした学校教育の流れを踏まえながら、青少年がそれぞれの成長段階に応じて多様な体験学習を深めることができる環境づくりや、家庭や地域、関係機関等が日常的に連携を図るための組織づくりなど、学校を含む行政だけでなく、青少年を取り巻く家庭や地域等が、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが必要です。

青少年が将来に夢と希望を持ち、生きる力を身に付けながらこれからの社会を構成する担い手として自主的、主体的に社会参画できるように、第3次高槻市青少年育成計画までの取組の成果を継承しつつ、さらに発展させ、実情に即した青少年健全育成に資する取組を横断的に推進するため、第4次高槻市青少年育成計画を策定します。

3 計画の位置づけ

本計画は、高槻市青少年健全育成条例第10条の規定に基づき、本市における青少年の健全育成のための基本理念と責務を明らかにしたもので、青少年施策についての基本的な方向性を示すものです。

計画策定にあたっては、国や府の動向も踏まえながら、「第6次高槻市総合計画」に基づいて、総合的に青少年施策を実施することを念頭に置き策定しています。

また、「高槻市子ども・子育て支援事業計画」や「高槻市教育振興基本計画」などの本市における他の計画との整合を図り、互いに連携を図りながら推進していきます。

第1章 計画策定にあたって

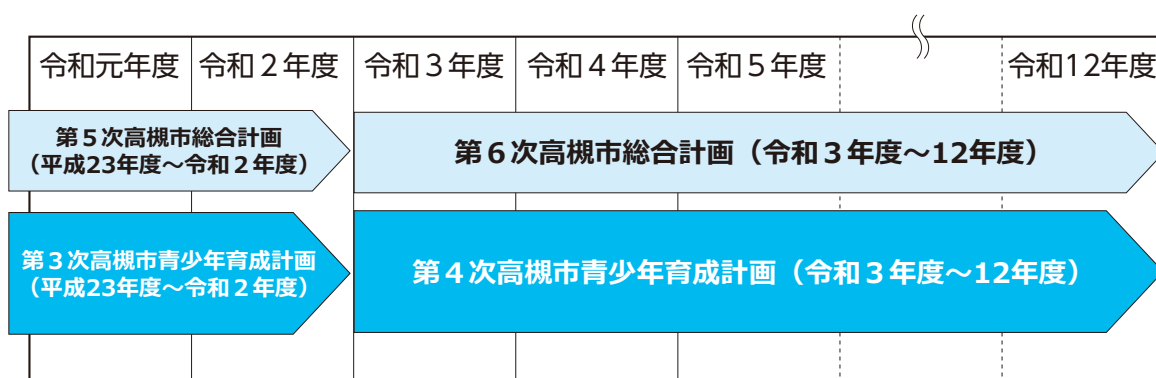
第1章

計画策定にあたって

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度の10年間とします。

なお、計画の進捗状況、並びに社会環境や青少年を取り巻く環境の変化などに応じて、計画期間の途中においても見直しを検討します。



5 計画の対象

本計画の対象年齢は、0歳からおおむね30歳未満とします。

しかしながら、社会生活を営む上で困難を抱え、支援を必要とする者が30代においても多数存在するなど憂慮すべき社会の状況を考慮し、施策によっては40歳未満も対象として柔軟に対応するものとします。

また、青少年には法律上明確な年齢区分はなく、呼称においても青少年、子ども、若者などと記されています。

本計画では、国の「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、各施策の事業対象年齢層を下表のとおり分類することで、ターゲットの明確化を目指します。

年齢層	定義されている対象者
乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
学童期	小学生の者
思春期	中学生からおおむね18歳までの者
青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

6 計画の策定体制

(1) 計画の策定機関

- 高槻市青少年育成計画策定委員会

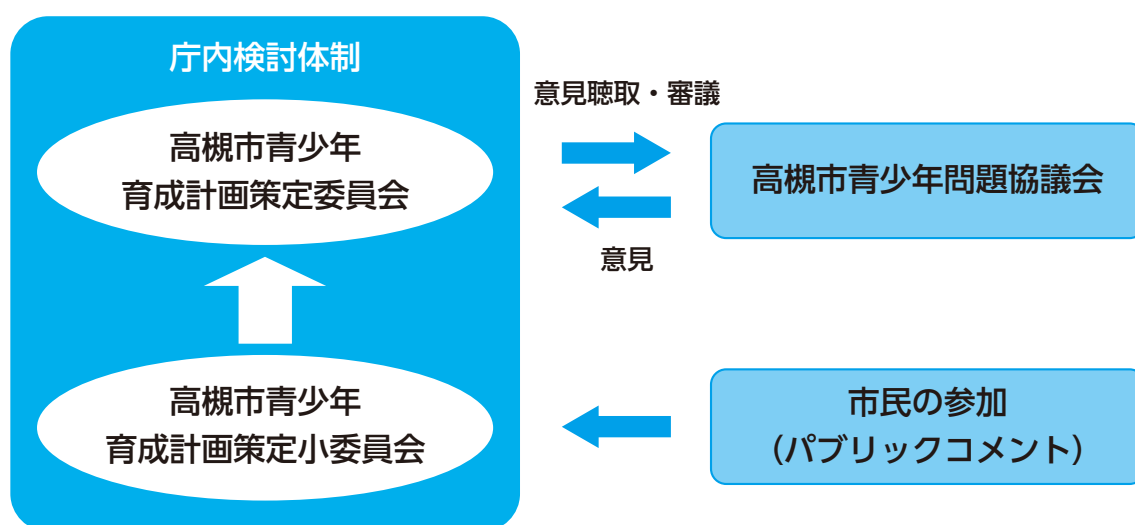
庁内関係部局との計画策定における連携体制として、「高槻市青少年育成計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び内容の検討を行いました。

- 高槻市青少年問題協議会

学識経験者や関係行政機関等から幅広く意見を求め、計画に反映するため、「高槻市青少年問題協議会」において意見聴取し、審議を行いました。

(2) パブリックコメントの実施

本計画の素案について広く市民の意見を聴き、本計画に反映していくため、令和2年12月21日から令和3年1月20日までパブリックコメントを実施しました。





第2章

青少年と青少年を 取り巻く環境の現状

- 1 社会背景・社会環境
- 2 子ども・若者の意識に関する調査
- 3 高槻市の小学生・中学生に関する調査

第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状

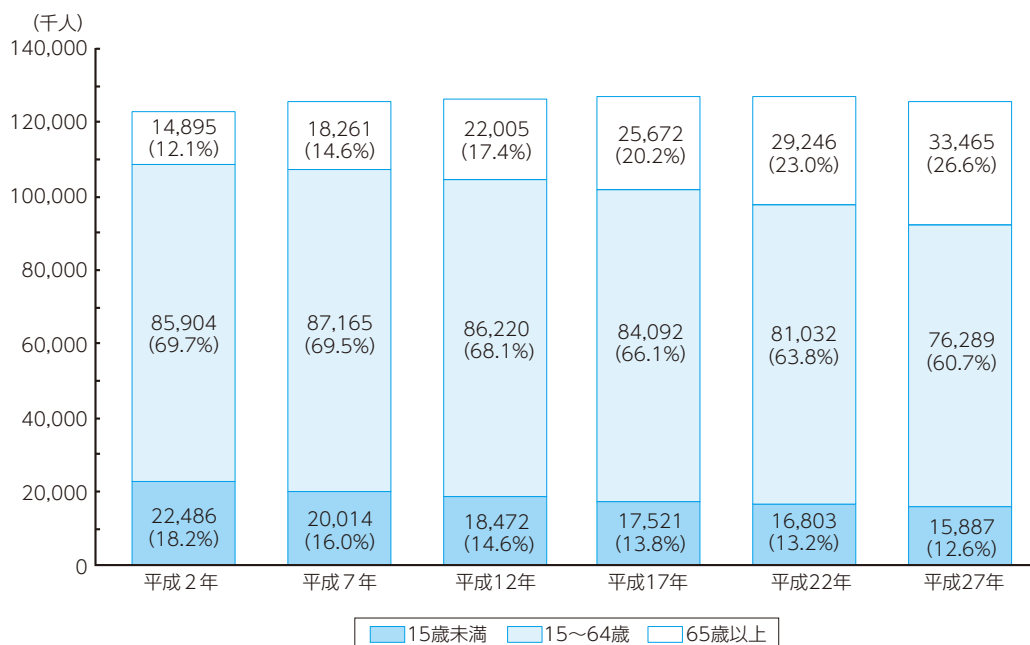
1 社会背景・社会環境

青少年育成に関する施策の参考とするため、近年大きく変化している青少年を取り巻く社会環境の変化を把握します。

(1) 少子高齢化

我が国の総人口は、長期の減少過程に入り、令和35(2053)年には1億人を割り込むことが予想されています。人口構造については、15歳未満の年少人口が年々減少する一方で、65歳以上の老年人口の増加は続いており、少子高齢化が進行しています。高槻市においても、40歳未満(0~39歳)の人口割合が年々減少しています。

人口の推移



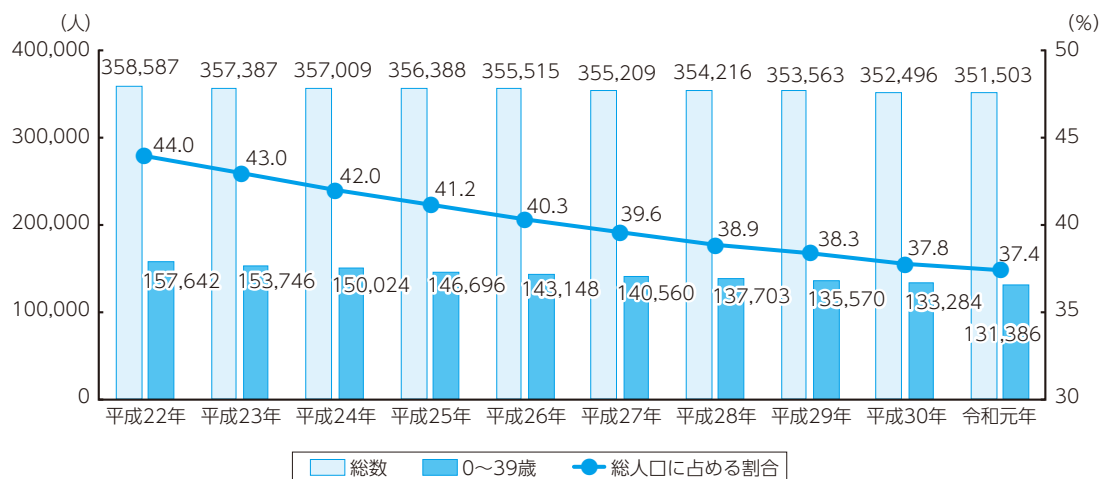
(資料：総務省「国勢調査」)

第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状

第2章

青少年と青少年を取り巻く環境の現状

高槻市の総人口に占める40歳未満(0~39歳)の人口割合の推移



(資料：高槻市統計書)
※各年12月31日現在

(2) 世帯構成の変化

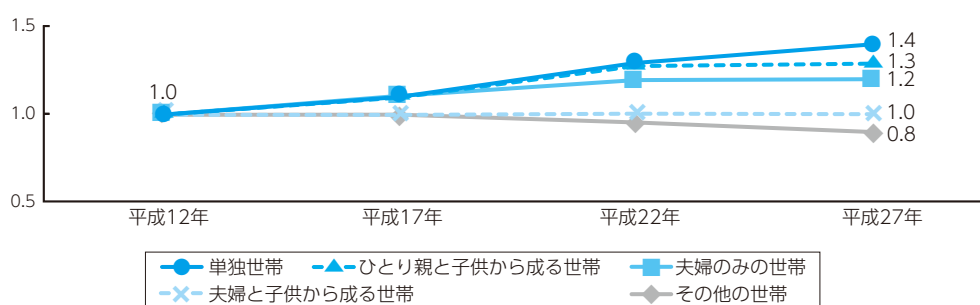
「単独世帯」や「ひとり親と子供から成る世帯」が増加傾向にあります。

世帯数の推移

(千世帯)

世帯の家族類型	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	12,911	14,457	16,785	18,418
ひとり親と子供から成る世帯	3,546	4,070	4,523	4,748
夫婦のみの世帯	8,823	9,625	10,244	10,718
夫婦と子供から成る世帯	14,904	14,631	14,440	14,288
その他の世帯	6,598	6,278	5,765	5,024

世帯数の増減率 (平成12年=1.0)

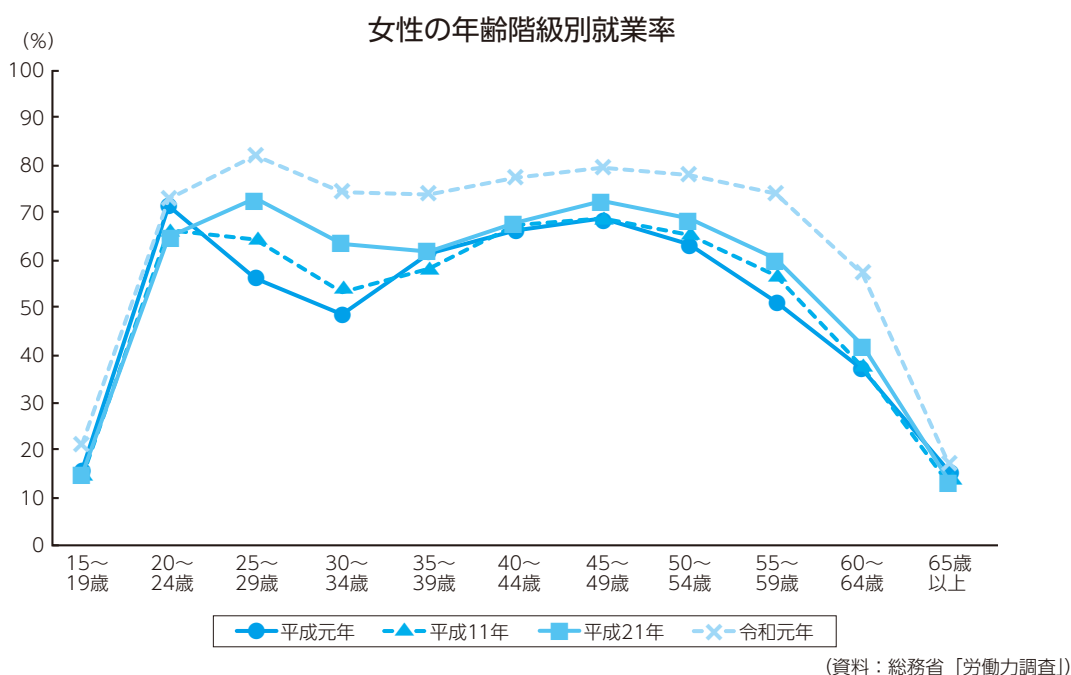
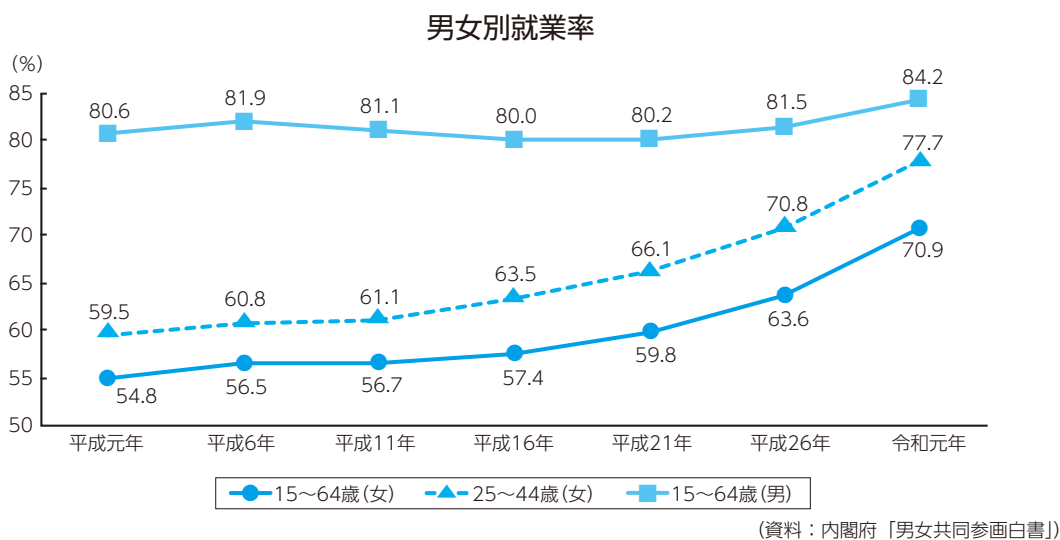


(資料：総務省「国勢調査」)

第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状

(3) 女性の就業状況

生産年齢人口(15~64歳)の就業率は、男女とも上昇していますが、特に女性の就業率が著しく上昇しています。また、女性の就業率を年齢階級別に見ると、結婚・出産期である20、30代に減少するM字カーブから、山型へと変化してきています。



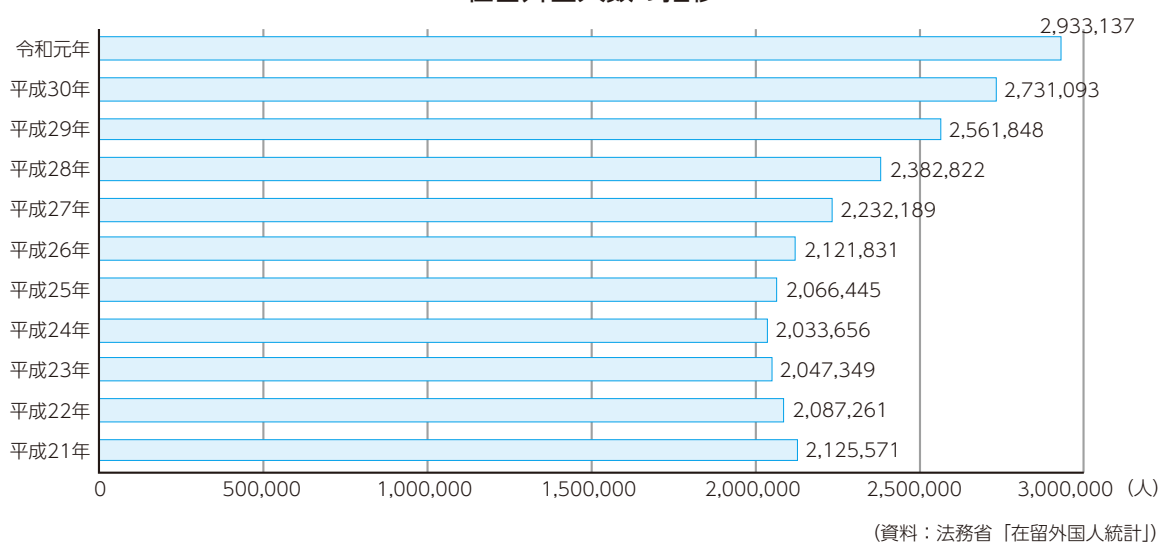
第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状

(4) グローバル化の進展

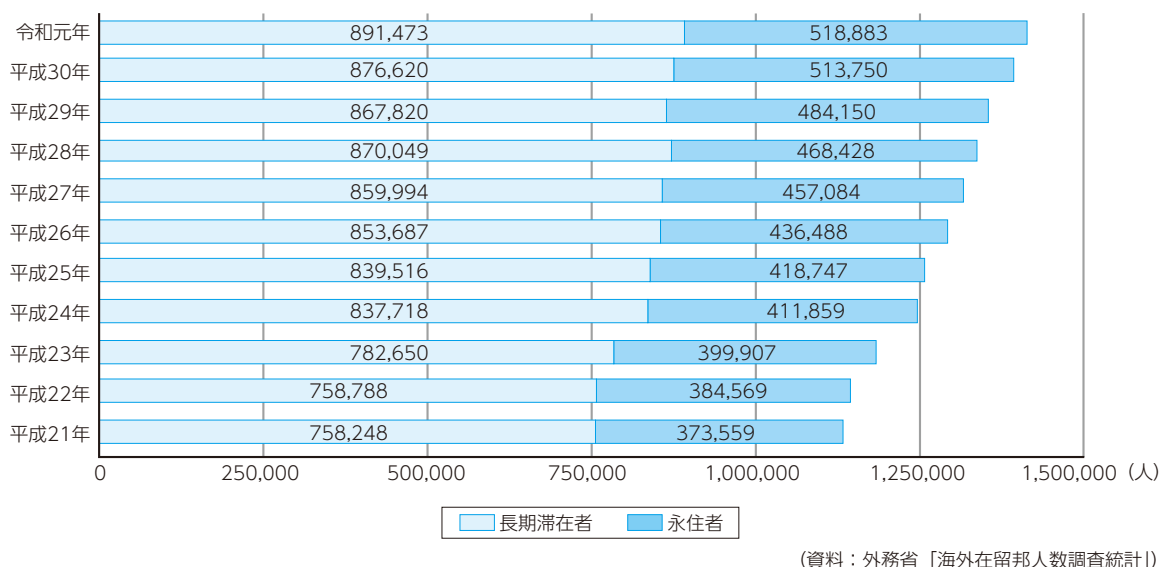
交通手段、ICTの進歩等による国境を越えた人・モノ・情報等の流れが加速し、経済、社会、文化など様々な分野でグローバル化が進んでいます。

在留外国人数、海外在留邦人数は近年増加しており、人の流入、流出ともに増えています。

在留外国人数の推移



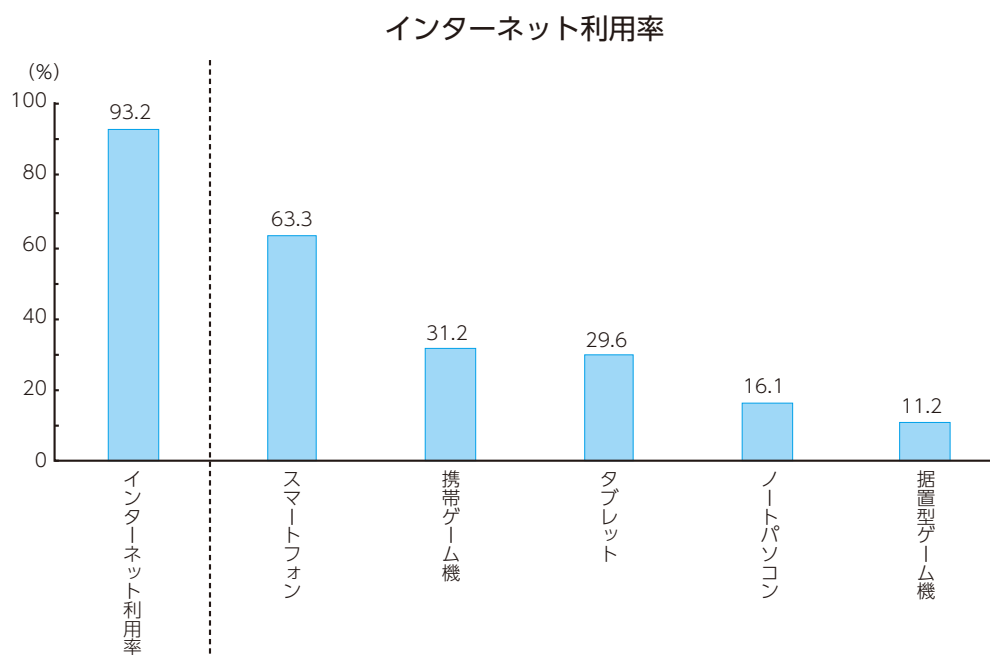
海外在留邦人数の推移



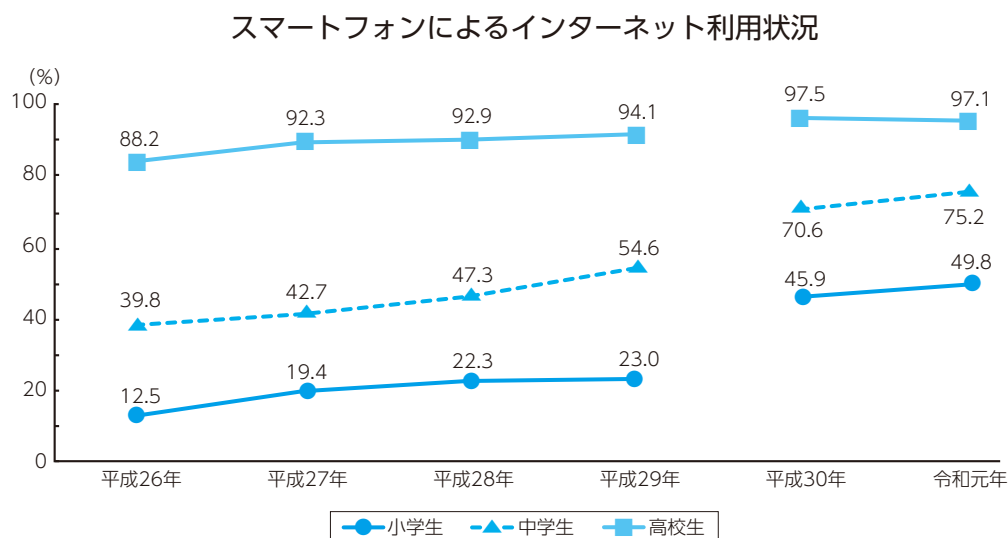
第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状

(5) インターネット利用者の低年齢化

青少年の93.2%がインターネットを利用しています。また、小学生、中学生でスマートフォンの利用が増加しており、低年齢化が見られます。



(資料：内閣府「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)
※調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年



(資料：内閣府「令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)
※平成26年から平成29年と、平成30年以降は質問形式が異なり、直接比較できないため、グラフを分けているもの

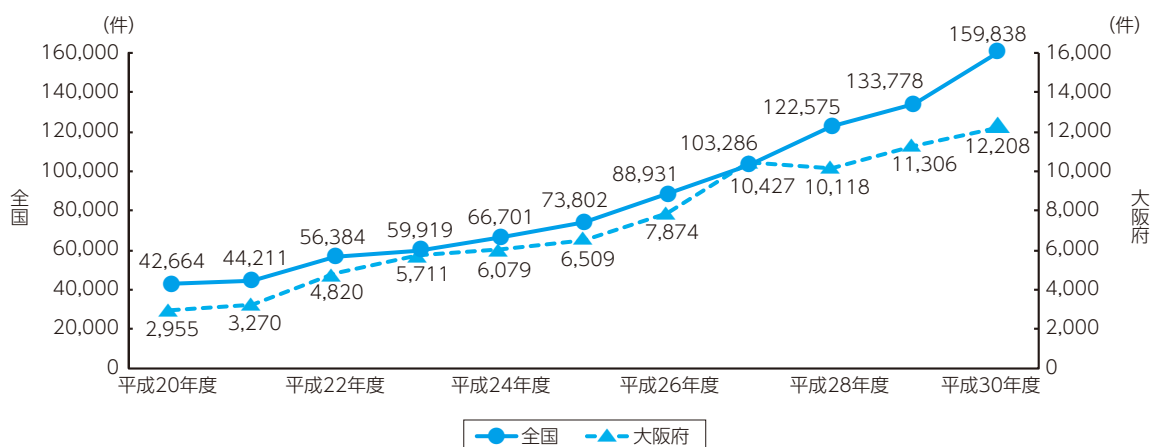
第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状

(6) 児童虐待問題

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加しており、平成30(2018)年度には、159,838件となっています。

大阪府においても全国と同じく増加傾向を示しています。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移

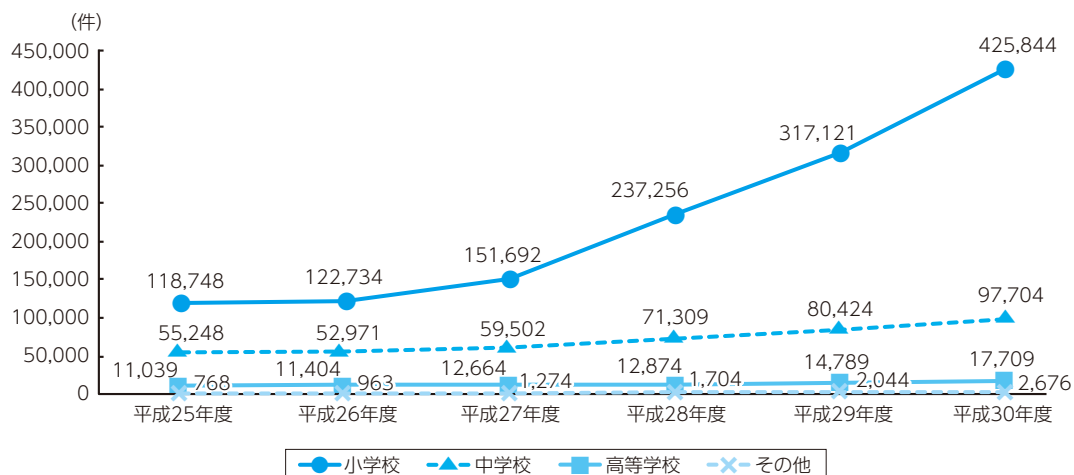


(資料：厚生労働省「福祉行政報告例」)

(7) いじめ問題

平成30(2018)年度における全国でのいじめの認知件数は、約544,000件であり、毎年増加しています。

いじめの認知(発生)件数の推移



(資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

2 子ども・若者の意識に関する調査

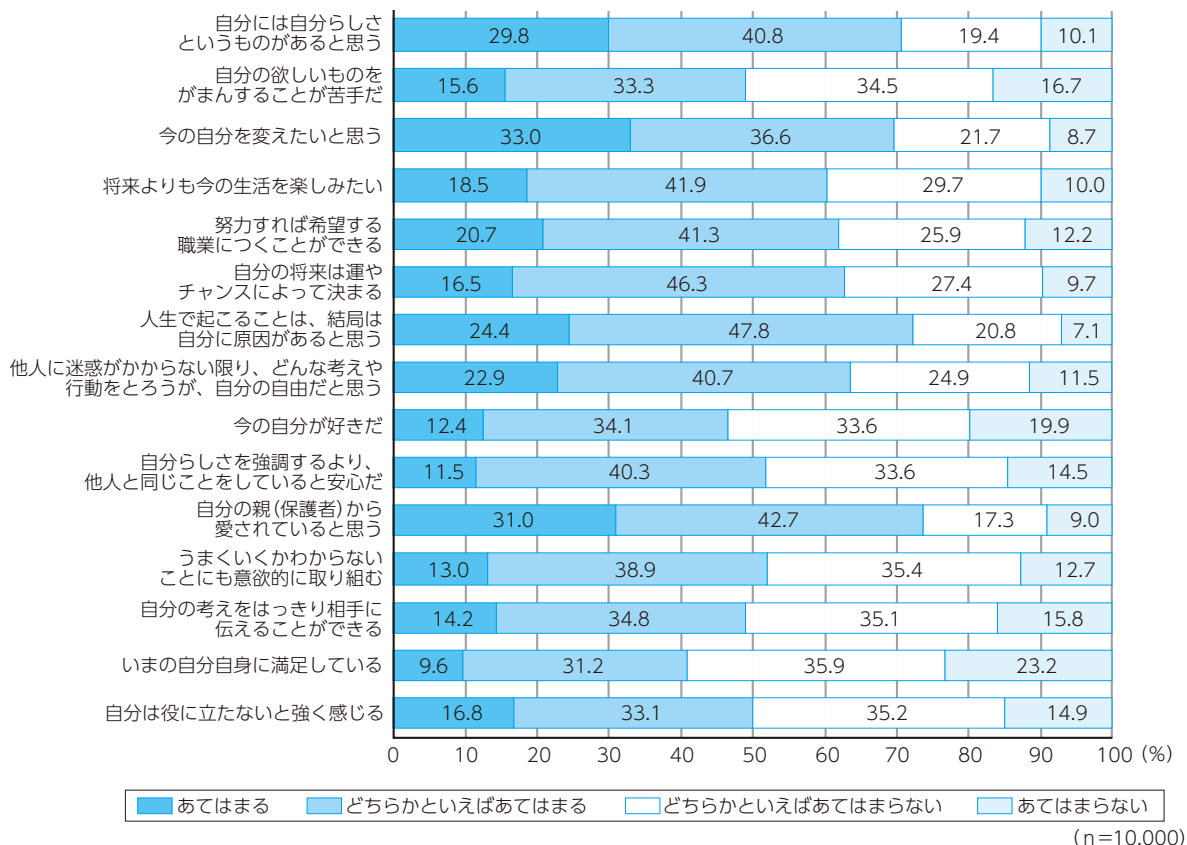
青少年育成に関する施策の参考とするため、子ども・若者を取り巻く諸課題に対し、子ども・若者がどのように考えているかについて把握します。

(資料：内閣府 令和元年度「子供・若者の意識に関する調査」)
※満13歳から満29歳までの子供・若者を対象としたインターネット調査

(1) 人生観について

人生観について、「あなた自身について、次のことがどれくらいあてはまりますか」という質問に対する回答を見ると、「あてはまる」又は「どちらかといえばあてはまる」と回答した者の割合が最も高いものは「自分の親(保護者)から愛されていると思う」という結果となっています。

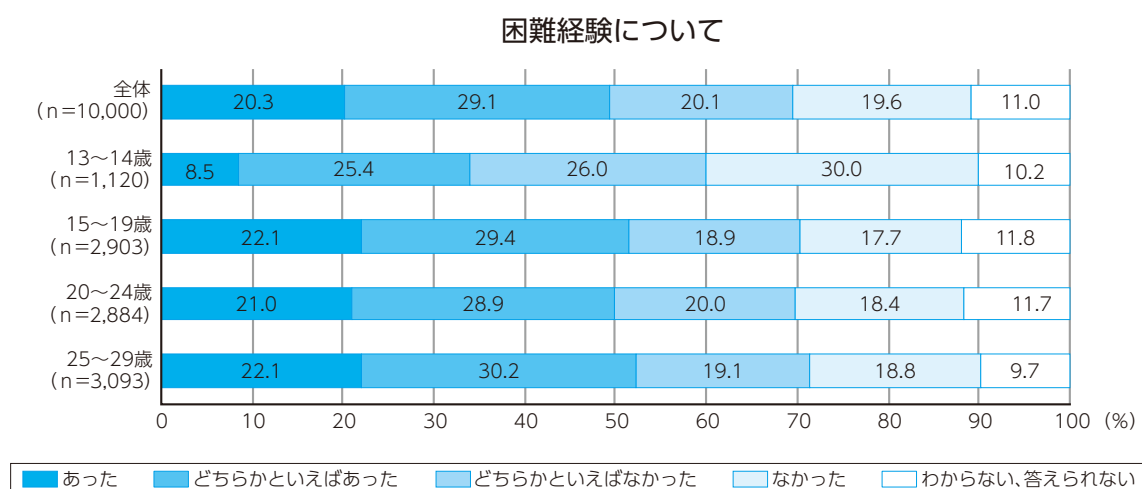
人生観についての自己診断



第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状

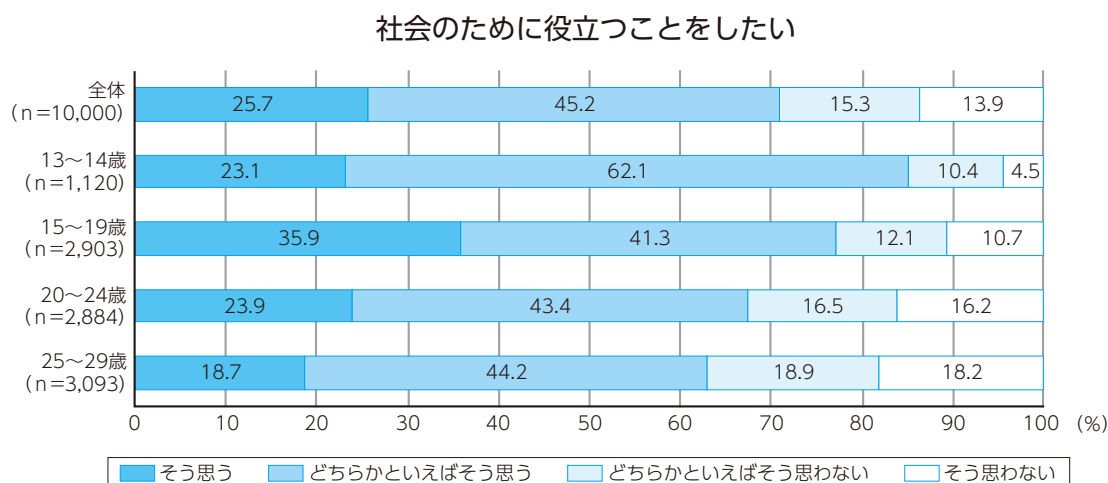
(2) 困難経験について

「今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験(困難経験)があったと思いますか」という質問では、「あった」「どちらかといえばあった」と回答した者は、全体の約5割となっています。



(3) 社会貢献について

「社会のために役立つことをしたいと思いますか」という社会貢献に関する質問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合は、全体の約7割となっています。

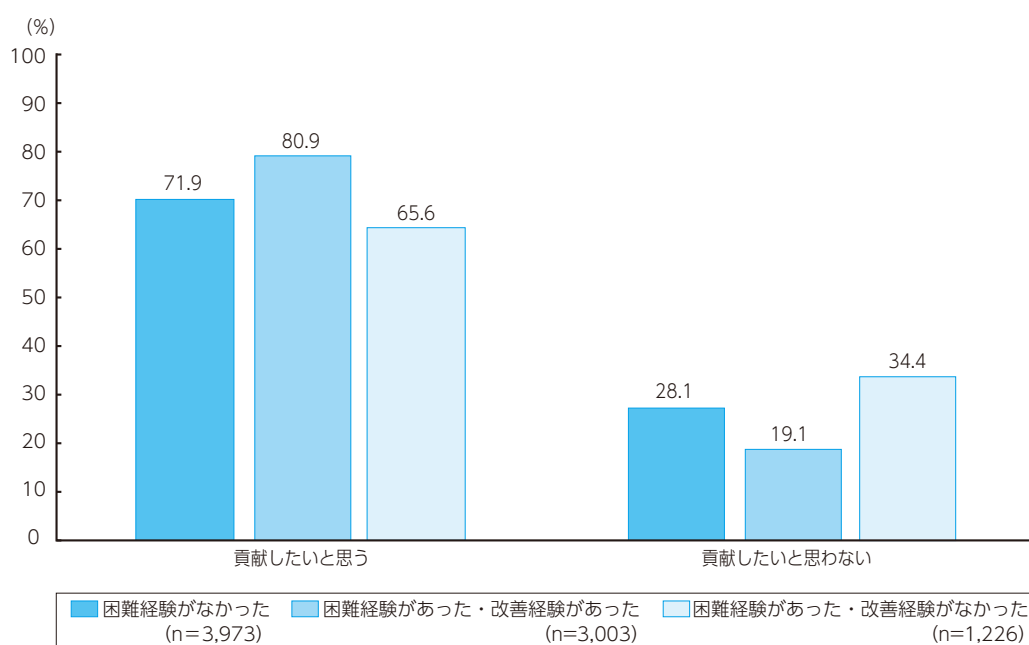


第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状

(4) 困難経験等と社会貢献への意識の関係性について

困難経験等と社会貢献への意識の関係性については、困難経験があり困難の改善経験があった者は、困難経験がなかった者や困難経験があり改善経験がなかった者に比べて、社会貢献をしたいと回答している割合が高い結果となっています。

困難経験等と社会貢献への意識について



第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状

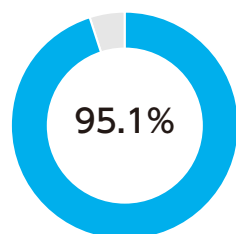
3 高槻市の小学生・中学生に関する調査

青少年育成に関する施策の参考とするため、高槻市内の小学生・中学生の現状意識について、過年度と比較しながら、その特徴を把握します。

(資料：文部科学省 平成31年度(令和元年度)「全国学力・学習状況調査」)
※質問に肯定的(「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」)に回答した割合

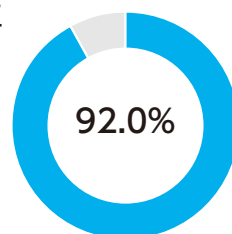
■朝食を毎日食べている

小学生



H28 : 94.5%、H26 : 95.1%

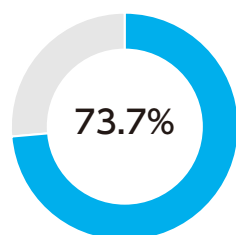
中学生



H28 : 92.7%、H26 : 92.2%

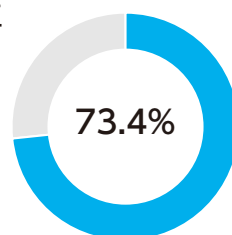
■家の人(兄弟姉妹を除く)と学校での出来事について話をする

小学生



H28 : 74.5%、H26 : 77.1%

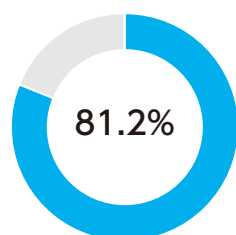
中学生



H28 : 71.3%、H26 : 70.5%

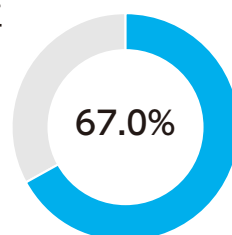
■将来の夢や目標を持っている

小学生



H28 : 81.1%、H26 : 83.5%

中学生

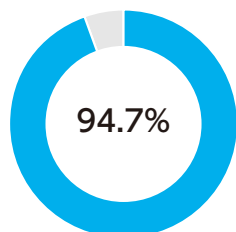


H28 : 70.8%、H26 : 69.0%

第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状

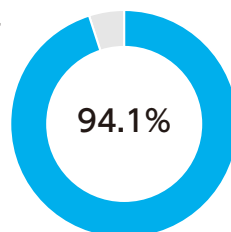
■ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある

小学生



H28 : 94.2%、H26 : 93.7%

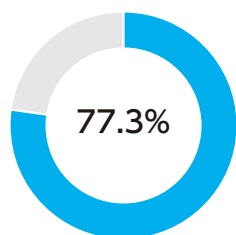
中学生



H28 : 93.7%、H26 : 94.5%

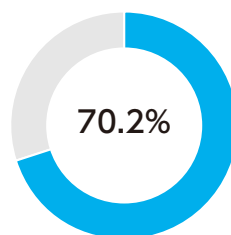
■難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している

小学生



H28 : 72.9%、H26 : 73.3%

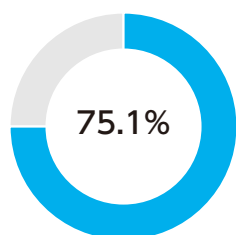
中学生



H28 : 72.4%、H26 : 69.4%

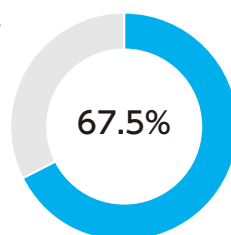
■読書は好きである

小学生



H28 : 74.5%、H26 : 74.6%

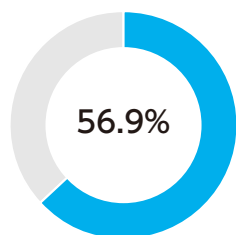
中学生



H28 : 69.4%、H26 : 66.5%

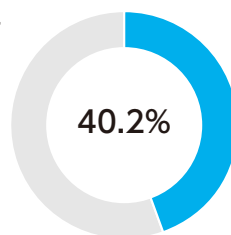
■今住んでいる地域の行事に参加している

小学生



H28 : 52.6%、H26 : 56.5%

中学生



H28 : 36.6%、H26 : 34.1%

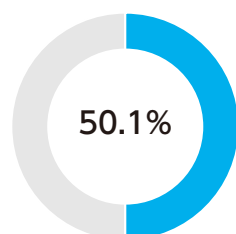
第2章 青少年と青少年を取り巻く環境の現状

第2章

青少年と青少年を取り巻く環境の現状

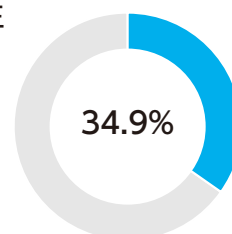
■地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある

小学生



H28：調査なし、H26：35.5%

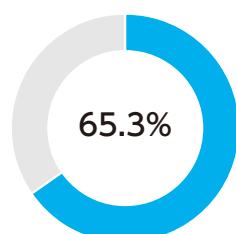
中学生



H28：調査なし、H26：27.2%

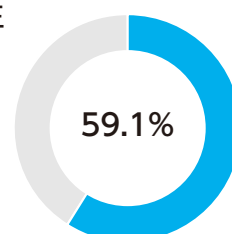
■外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思う

小学生



H28、H26：ともに調査なし

中学生



H28、H26：ともに調査なし

- 経年比較においては、多くの質問項目で向上傾向がみられます。
- 「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦しているか」(挑戦心)は若干の増加傾向にあり、「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがあるか」(達成感)については、約9割以上の児童生徒が肯定的な回答をしています。
- 「今住んでいる地域の行事に参加しているか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがあるか」の質問に肯定的に回答した割合は増加しており、地域や社会との連携や協働に対する関心について、向上傾向にあります。

第3章

基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系

1 基本理念

■「人の育成」と「活動の支援」

青少年が将来に夢と希望を持ち、生きる力を身に付けながら、これからの社会を構成する担い手として自主的、主体的に社会参画できるように、社会全体で体制を整え、見守り支援していくことを目指します。

2 基本目標

■基本目標1 次代を担う青少年の健やかな成長を支援する

青少年は次代の担い手であり社会を形成していく主体です。青少年自身が主体性と責任を持って行動し、社会に参画していけるように支援していきます。また、年齢・世代・文化など様々な背景を持つ人々との交流をはじめ、多様な経験を通して、青少年が「生きる力」を身に付けることができるよう支援していきます。

■基本目標2 社会全体で青少年の活動を支援する

青少年は、学校や地域社会など、あらゆる場面において様々な経験をしながら育っていきます。その青少年の成長や課題解決のために、個別に取り組むだけでなく、家庭・地域・学校や関係機関などが連携し、社会全体で青少年が成長できるよう支援していきます。

■基本目標3 青少年が抱える課題の解決を支援する

青少年は、様々な課題を抱えながら成長していきます。青少年一人ひとりが本来潜在的に持っている力を引き出し、自らの力で課題を解決していけるように支援していきます。また、青少年の問題行動についても、その行動部分だけに着目するのではなく、その背景・事情にも配慮して支援していきます。

3 計画の体系

基本目標1

次代を担う
青少年の
健やかな
成長を支援
する

基本施策1 豊かな心と健やかな体の育成

- 施策の方向性
- (1) 青少年の健康づくり
 - (2) 文化・芸術の体験

基本施策2 社会の変化に対応できる力の育成

- 施策の方向性
- (1) 多様な活動機会の提供
 - (2) 学習機会の提供

基本施策3 社会的・経済的な自立の支援

- 施策の方向性
- (1) ボランティア活動、社会経験の推進
 - (2) 就労の支援

基本目標2

社会全体で
青少年の
活動を支援
する

基本施策1 子どもを育む家庭づくり

- 施策の方向性
- (1) 子どもの成長を支える家庭づくり

基本施策2 青少年を育成する地域力の強化

- 施策の方向性
- (1) 青少年関係団体との連携
 - (2) 地域力を生かした青少年の育成
 - (3) 安全・安心な環境づくり

基本目標3

青少年が
抱える課題の
解決を支援
する

基本施策1 人権と生活を守るための支援

- 施策の方向性
- (1) 児童虐待・DVの防止
 - (2) いじめ・不登校対策
 - (3) 相談・支援体制の強化

基本施策2 非行防止活動の充実

- 施策の方向性
- (1) 非行防止の啓発強化

第4章

青少年のための 基本施策と取組

1 基本施策と取組

基本目標1 次代を担う青少年の健やかな成長を支援する

基本目標2 社会全体で青少年の活動を支援する

基本目標3 青少年が抱える課題の解決を支援する

2 計画の推進と評価

第4章 青少年のための基本施策と取組

1 基本施策と取組

本計画の基本理念に基づき、基本目標を定めるとともに、直面する課題の解決に向けた基本施策を設定し、その取組や事業を実施することで青少年の健全育成を横断的に推進します。

基本目標 1	次代を担う青少年の健やかな成長を支援する
基本施策 1	豊かな心と健やかな体の育成

現状の課題

- 健やかな発達・成長のため、望ましい生活習慣を身に付けることや健康づくりを促進する必要があります。
- 感性や創造性、豊かな心を育むために、文化芸術活動への興味・関心や参加を促すような取組を充実させていくことが必要です。

(1) 青少年の健康づくり

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
スポーツ・レクリエーション活動の推進	市民が生涯にわたって、スポーツ・レクリエーション活動に気楽に親しめるよう、各種スポーツ団体と連携し、事業を実施する。	文化スポーツ振興課		●	●	●	
体力づくり教室事業	総合体育館、古曽部防災公園体育館、市民プール等で体力づくり教室を実施し、受講者がスポーツや体力づくり、健康づくりに取り組むきっかけを提供する。	文化スポーツ振興課	●	●	●	●	

第4章 青少年のための基本施策と取組

第4章

青少年のための基本施策と取組

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
中学校部活動活性化事業	部活動に必要な環境整備を行い、専門的な技術指導力を備えた指導者を中学校に派遣することで、自主的な活動である部活動を通して、心身ともに健全な生徒の育成を図る。	教育指導課			●		
学校給食を通じた食育推進事業	児童・生徒に栄養バランスのとれた昼食を提供し、心身の健全な成長及び望ましい食習慣の定着を図る。	保健給食課		●	●		
中学生ピロリ菌対策事業	ピロリ菌に起因する疾患を予防するため、市内中学2年生に対してピロリ菌検査を実施する。また、陽性者には、除菌費用全額補助を行う。	健康づくり推進課			●		
エイズ予防対策事業	出前講座や新成人のつどい等で、エイズなどの性感染症予防の啓発・普及活動を実施する。また、H I V相談及びH I V抗体検査等を実施し、患者や感染者への支援を行う。	保健予防課				●	

(2) 文化・芸術の体験

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
文化芸術にふれる機会の創出	(公財)高槻市文化振興事業団と連携し、子どもやその家族が文化芸術にふれる機会を創出する。	文化スポーツ振興課		●	●	●	
文化・歴史体験教室の実施	市内歴史館等において、様々な体験教室を開催し、文化や歴史に親しむ機会を提供する。	文化財課		●	●		
児童サービス事業(図書館管理運営事業)	児童等を対象とした資料の充実を図り、読書啓発のための行事を市民等と連携し、実施する。	中央図書館	●	●	●		

第4章 青少年のための基本施策と取組

基本目標 1 次代を担う青少年の健やかな成長を支援する

基本施策 2 社会の変化に対応できる力の育成

現状の課題

○人や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決策を見出していく力が求められています。

○変化を前向きに受け止め、主体的に考え取り組む力を持って、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、多様な活動や学習機会を提供する必要があります。

(1) 多様な活動機会の提供

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
青少年の活動拠点の提供	青少年交流施設において、放課後の活動場所や学習機会を提供することで、青少年相互の交流の促進を図り、社会性を培っていくための支援を行う。	地域教育青少年課		●	●	●	
多文化共生・国際理解教育事業	多文化共生の社会づくり推進のために、多文化子ども交流事業を通して、文化の相互理解と交流を推進する。	地域教育青少年課		●	●		
自然体験活動事業	摂津峡青少年キャンプ場を自然体験学習等の場として利用できるように、必要な施設管理と運営を行う。また、青少年が自然に親しみ、自立心と自主性を育む契機となるよう、キャンプ体験事業を実施する。	地域教育青少年課		●	●	●	

第4章 青少年のための基本施策と取組

取組・事業	内 容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
青少年チャレンジキャンプ	小学5年生～高校3年生を対象とした宿泊キャンプにおいて、異年齢集団での活動や自然体験学習を通じ、創意工夫・参加者同士の協力等により課題解決する経験を促し青少年の「生きる力」を育む。	地域教育 青少年課		●	●	●	
ジュニアリーダー・シニアリーダー研修	小学5年生～中学3年生までのジュニアリーダーや高校1年生～3年生までのシニアリーダーなどの養成研修事業の支援を行う。	地域教育 青少年課		●	●		
(公財)高槻市都市交流協会事業への支援	姉妹・友好都市等との交流事業に対し、必要な支援を行い、人々との交流や自然体験、国際理解の推進を図る。	市長室		●	●		
里山体験学習支援	市内の小学生等に対して、森林ボランティア団体等と連携を図りながら、林業体験学習を行うことで、自然と触れ合い、森林の大切さを考える場を提供する。	農林緑政課		●			
自然博物館管理運営事業	高槻の動植物の自然観察や自然素材を活用した体験学習など、身近な自然や生き物とふれあう機会を提供することを通じて、青少年の健全育成を推進する。	地域教育 青少年課		●	●		
夏休み子ども大学の実施	市内大学と連携して、各大学の特色を生かした講座を開催し、子どもの好奇心を育む機会を提供する。	みらい 創生室		●			
青少年健全育成推進事業	青少年交流施設において、青少年の健全育成に係る各種講座・教室、環境教育事業等を実施し、好奇心や世界観を広げることによって、青少年の学習意欲や主体性の向上を図る。	地域教育 青少年課		●	●	●	

第4章 青少年のための基本施策と取組

(2) 学習機会の提供

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
中学校家庭学習支援事業	全中学校において、個々の生徒の学力や目標に応じた学習を支援し、学習習慣の定着、学ぶ意欲の向上及び学力の向上を図るために、企業と連携して「学びu p ↑講座」を休日等に開催することで、授業以外の学習の場を提供する。	教育指導課			●		
在日外国人教育事業	在日外国人児童生徒と日本人児童生徒が互いに共生の意識を高めることを通じて、国際感覚を身につけ、国際理解を深める。また、日本語指導を必要とする児童生徒に対して日本語の習得、基礎学力の定着等、学校生活へのスムーズな適応を図る。	教育指導課		●	●		
学校学習田事業	市立小学校において地域等と連携した農業体験学習の取組が推進されることで、児童が農業や自然環境、食への理解を深め、豊かな感性や「生きる力」を醸成する契機となるよう支援する。	教育指導課		●			
小学校におけるバリアフリー総合学習の実施	心のバリアフリーの醸成を図るため、小学校におけるバリアフリー総合学習を実施する。	都市づくり推進課		●			
まちごと「子ども図書館」事業	学校図書館や公民館などの公共施設とより一層連携し、子どもの読書環境の整備を行う。	中央図書館	●	●	●		
消費生活教育・啓発事業	市民一人ひとりが自立した消費者として、自らの判断で選択・購入等を行い、安心して豊かな消費生活を送ることができるよう、様々な機会を捉え、情報発信や教育の提供等の更なる推進を図る。	消費生活センター		●	●	●	
公民館における青少年講座の開催	公民館において、青少年講座を開催し、青少年に学習、成果発表の機会を提供する。	城内公民館		●	●		

第4章 青少年のための基本施策と取組

基本目標 1 次代を担う青少年の健やかな成長を支援する

基本施策 3 社会的・経済的な自立の支援

現状の課題

- 新しい時代を見据え、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造することのできる人材を育成するため、ボランティア活動等、社会での経験を積む機会の提供が必要です。
- 全ての人がいきいきと輝いて働き続けることができるよう、就労支援の取組を推進するとともに、関係機関や関係団体との更なる連携を図る必要があります。

(1) ボランティア活動、社会経験の推進

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
児童生徒会サミットの開催	安全・安心な学校づくりに向けて、児童会や生徒会執行部の代表を集め、取組の交流やリーダー研修を通して、児童会や生徒会活動の活性化、児童・生徒の主体的な活動の推進を図る。	教育指導課		●	●		
学生ボランティアの育成	子育て支援や教育関係への進路を希望する学生の資質向上に向け、つどいの広場・子育て総合支援センターへの視察等、ボランティア活動を広く受け入れる。	子育て総合支援センター			●		
中学生・高校生の体験学習の受け入れ	学校と連携を図りながら、生命の尊さや自己肯定感、人へのかかわりの学びを支援するため、保育所・幼稚園・認定こども園における体験学習を積極的に受け入れる。	保育幼稚園総務課			●		

第4章 青少年のための基本施策と取組

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
キャンプリーダー養成研修	摂津峡青少年キャンプ場において、青年がリーダーとして活躍できるように研修等を実施し、基礎的な知識、技術、理論を学ぶ場を設け、キャンプリーダーの養成を行う。	地域教育青少年課				●	
青少年活動にかかわるボランティア等の養成講座の実施	青少年交流施設において、社会における諸問題や活動における知識、スキル等を学ぶ機会を提供することで、青少年活動にかかわるボランティアや指導者等の養成並びに啓発を図る。	地域教育青少年課				●	

(2) 就労の支援

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
生活困窮者自立支援相談	仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方に対して、相談支援員や就労支援員がどうしたらいいかを一緒に考え、各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行う。	福祉相談支援課				●	●
就労支援を中心とした障がい福祉サービス	通常の事業所で働くことが困難な障がい者には福祉的就労の機会を提供する。また、一般就労を目指す障がい者には、能力向上のための訓練等を行うとともに職場定着を図るための支援を行う。	障がい福祉課				●	●
高槻市障がい者庁内職場実習事業	障がい者に対し庁内職場における実習の機会を提供することにより、仕事への適正を見極めるとともに、就労に対する意欲を高め、一般就労への移行を促進する。また、庁内における障がい者への理解を進める。	障がい福祉課				●	●
若年者資格取得支援	就労意欲がありながら就職が難しい若者を対象に、資格取得を支援するため、国の教育訓練講座受講料の一部を助成する。	産業振興課			●	●	●

第4章 青少年のための基本施策と取組

基本目標2 社会全体で青少年の活動を支援する

基本施策1 子どもを育む家庭づくり

現状の課題

- 家庭教育は保護者が第一義的責任を有し、子どもが安心できる家庭環境づくりが大切ですが、子育てについての不安を抱え、孤立を感じる家庭が増えつつあり、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが求められています。
- 学校や地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援し、大人と子どもが触れ合う充実した時間を過ごすための機会づくりを推進していく必要があります。

(1) 子どもの成長を支える家庭づくり

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
P T A家庭教育学習会	家庭教育、子育て等について学び、家庭の教育力の向上を目指して、各学校園保護者及び地域の住民を対象としたP T A家庭教育学習会を支援する。	地域教育 青少年課	●	●	●	●	●
家庭教育推進事業	子どもや子育て世代の保護者を対象に、遊びや学びを通して親子のふれあいを深める機会や家庭教育、子育て等について学ぶ機会を提供し、家庭の教育力向上を推進する。	地域教育 青少年課	●	●	●	●	●

第4章 青少年のための基本施策と取組

基本目標 2 社会全体で青少年の活動を支援する

基本施策 2 青少年を育成する地域力の強化

現状の課題

- 「地域の子どもは地域が見守り、育てる」意識を共有し、各種地域団体との協働を推進するとともに連携を強化し、地域の教育力を向上、発展させていくことが求められています。
- 社会環境などの変化により、青少年にかかわる問題が多様化する中、青少年が安全で安心して生活ができる環境づくりを推進することが必要です。

(1) 青少年関係団体との連携

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
こども会連合会	高槻市こども会連合会とともに育成者を対象とした研修を行い、資質の向上を図る。また、高槻市こども会連合会の行う事業を支援することにより、青少年の健全育成の推進を図る。	地域教育 青少年課		●	●		
青少年指導員協議会	青少年健全育成のための啓発活動や事業等を実施している青少年指導員協議会に対し、運営が円滑に進むよう支援及び助言を行う。	地域教育 青少年課		●	●	●	
新成人のつどい	成人としての自覚を促すために、式典を厳粛に執り行う。また、社会教育関係団体等の参画及び新成人への啓発の充実に努める。	地域教育 青少年課				●	
青少年問題協議会	青少年に係る総合的施策が適切に実施できるよう審議し、併せて関係行政機関相互の連絡調整を行う。	地域教育 青少年課		●	●	●	

第4章 青少年のための基本施策と取組

(2) 地域力を生かした青少年の育成

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
地域教育協議会	地域・家庭・学校が連携・協働する地域教育協議会のネットワークを活性化し、地域の教育力向上に取り組むことで、「地域の子どもは地域が見守り、育てる」意識を高めるとともに、小学生から大学生を中心とした若年世代の参画を促し、幅広い年代の地域の大人と子どもとの交流を促進する。	地域教育青少年課		●	●	●	
放課後子ども教室推進事業	地域の団体等と連携・協働して、学習支援や多様な体験プログラム、スポーツ活動等を通じて、子どもたちの生きる力を育む体験や学びの場づくりを推進する。また、大学生等の若年世代の参画を促し、幅広い年代の地域の大人と子どもとの交流を促進する。	地域教育青少年課		●			
こどもの月間事業	「みどりのカーニバル」等の催しを実施するにあたり、青少年の積極的な参加参画を促せるよう、青少年の健全育成に取り組む市内の組織・団体により構成される実行委員会の活動を支援する。	地域教育青少年課		●	●		
コミュニティ推進事業	コミュニティセンターにおける青少年を対象とした学習・体験機会の提供をはじめ、地区コミュニティが開催する文化祭や運動会などの地域ふれあい促進事業などが円滑に開催できるよう支援する。	コミュニティ推進室		●	●	●	
市民公益活動推進事業	市民公益活動サポートセンターにおける青少年を対象とした学習・体験機会の提供などの事業を支援するなど、市民公益活動の促進を図る。	コミュニティ推進室		●	●	●	
総合型地域スポーツクラブの育成	地域住民が主体となり、多種目、多世代、多志向のスポーツが楽しめる会員制のクラブを育成し、青少年の育成や、地域の様々な年齢層の交流や連帯を図る。	文化スポーツ振興課		●	●	●	

第4章 青少年のための基本施策と取組

(3) 安全・安心な環境づくり

《主な取組・事業》

取組・事業	内 容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
青少年指導員	青少年指導員が、地域の見守りやパトロールを行うことにより、健全で安全・安心な地域環境づくりを図る。	地域教育 青少年課		●	●	●	
セーフティボランティア	地域で子どもの安全を見守るセーフティボランティアを募集するとともに、その活動を支援する。	学校安全課		●	●		
「こども見守り中」の旗	「こども見守り中」の旗の掲示協力者を募集する取組を通じて、地域で子どもの安全を見守る意識づくりを推進する。	学校安全課		●	●		
校区安全マップ	学校区ごとに作成している校区安全マップを活用して、児童生徒が危険を事前に理解し、自らも危険回避ができるよう指導を行う。	学校安全課		●	●		
高槻警察署管内防犯協議会	子どもを犯罪から守る地域の防犯活動を推進するため、登下校時の青色防犯パトロール車による巡回活動や少年補導活動など高槻警察署管内防犯協議会が実施する防犯事業を支援する。	危機管理室		●	●	●	

第4章 青少年のための基本施策と取組

基本目標3 青少年が抱える課題の解決を支援する

基本施策1 人権と生活を守るための支援

現状の課題

- 児童虐待やDVに関する相談件数が増加しており、社会全体で青少年を守るための取組が求められています。
- いじめ・不登校・問題行動等の生徒指導上の課題解決に向けた取組について、更なる研究と推進が求められています。
- 多様化・複雑化する相談に対し、相談窓口の周知方法についての検討のほか、相談体制の更なる充実や関係機関等とのより一層の連携強化に取り組む必要があります。

(1) 児童虐待・DVの防止

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
児童虐待等防止連絡会議の活動推進	児童虐待をはじめとする要保護児童等に関する諸問題について、関係機関と連携・協働し、未然防止や早期発見・早期対応及び適切な対応を行うために、情報の共有及び対策等の検討を行う。	子育て総合支援センター	●	●	●		
DV対応連絡会議	DVの予防と事象が発生した場合の迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、DVに関する情報交換・事例研究、DV事象に対応するための連携等を行う。	人権・男女共同参画課	●	●	●	●	●
デートDV防止・予防に関する啓発	男女の人権を尊重擁護する社会の実現を目指し、デートDVの防止・予防に向けて、啓発を図る。	人権・男女共同参画課		●	●		

第4章 青少年のための基本施策と取組

(2) いじめ・不登校対策

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
高槻市いじめ不登校対策協議会	いじめ・不登校の現状や学校での取組例などについて情報共有を図る。また、学校、地域、保護者などの観点からそれぞれ意見交換を行う。	教育指導課		●	●		
学校サポートチームの派遣	いじめや問題行動等を解決するため、学校に学生サポーターと学校教育専門員を派遣し、緊急課題に対する学校の取組を支援する。	教育指導課		●	●		
はにたんの子どもいじめ110番	小中学生がいじめで悩んでいる友達を見つけたとき、直接メールで情報提供を行い、その情報をもとに学校や専門家が課題解決に取り組む。	教育指導課		●	●		
不登校児童生徒支援室事業	心理的な要因で不登校状態にある児童・生徒に対し、多様な活動を通して集団生活への適応を促し、社会的自立や学校生活への復帰にむけての指導・支援を行う。	教育センター		●	●		

(3) 相談・支援体制の強化

《主な取組・事業》

取組・事業	内容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
青少年相談	教育・子育てに関する不安や悩み、家庭や学校、進路、人間関係などについて、電話または面接による相談を行う。また、青少年の悩みに応じた専門機関等の紹介を行う。	地域教育青少年課		●	●	●	●
教育相談事業	心理、ことばの発達など教育上課題のある児童・生徒、保護者などへの面接相談を臨床心理士等の専任の相談員が行う。また、子どもと保護者の教育に関する不安や悩みについての電話相談を実施する。	教育センター		●	●		

第4章 青少年のための基本施策と取組

取組・事業	内 容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー等の派遣	学校での教育相談体制を整えるため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を派遣し、児童生徒や保護者が抱える課題の改善、解決に向けた支援を行う。	教育指導課		●	●		
児童家庭相談	保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止のために、保健師・保育士・心理職等の専門職員を配置し、0～18歳までの子どもに関する児童家庭相談を実施する。	子育て総合支援センター	●	●	●		
保健センターにおける母子保健相談	若年妊婦等の対象者の把握に努め、保健師による家庭訪問や電話相談、来所相談等を通して、母子保健に関する助言や情報提供を行う。	子ども保健課				●	●
こころの健康相談	うつ病や統合失調症などの精神疾患が疑われる人に、精神科医(嘱託医)、精神保健福祉士、保健師、社会福祉士等による個別相談を実施し、助言及び支援を行う。	保健予防課				●	●
人権擁護委員及び人権110番	法務大臣から委嘱されている人権擁護委員がそれぞれにおいて相談に応じることと併せて、人権特設相談を実施する。また「人権110番」として、近隣とのトラブルや家族のことなどの様々な相談に職員が応じることにより、市民の人権の擁護を図る。	人権・男女共同参画課				●	●
女性一般相談	女性が日常生活で直面するさまざまな問題に関する悩みについて、電話または面接による相談を行う。また、悩みに応じた専門機関等の紹介を行う。	人権・男女共同参画課				●	●
ひきこもり等青少年庁内連絡会議	ひきこもり等青少年の支援に取り組むため、支援に係る庁内関係課の取組等の連携や情報の共有を図るとともに、国・府等の施策の情報共有を行う。	地域教育青少年課				●	●

第4章 青少年のための基本施策と取組

基本目標 3 青少年が抱える課題の解決を支援する

基本施策 2 非行防止活動の充実

現状の課題

- 学校機関との連携や啓発活動を通じて、未成年の喫煙防止や、違法薬物の危険性に関する正しい知識の普及が必要です。
- 子どもの安全確保や犯罪抑止を図り、地域での子どもの見守り活動を推進していく必要があります。

(1) 非行防止の啓発強化

《主な取組・事業》

取組・事業	内 容	担当課	主な対象年齢層				
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
喫煙防止・薬物乱用防止	学校等関係機関と連携し、啓発資材の貸し出し等を通じて、未成年者喫煙防止・薬物乱用防止を図る。また、健康・食育フェアなど様々な機会を通じて、喫煙・薬物乱用防止の啓発を行う。	健康医療政策課			●	●	
少年補導協助手員連絡協議会	非行の未然防止や、個々の生徒や家庭を支援するため、高槻地区少年補導協助手員連絡協議会と連携し、高槻地区における少年の健全育成を図る。	教育指導課			●		

2 計画の推進と評価

本計画は、本市における青少年育成・支援の基本計画であり、その推進には、青少年やその家族だけでなく、行政、関係機関、地域など、様々な主体が連携していく必要があります。

教育、保健、福祉、医療、環境、市民参画など、様々な分野が連携して効果的に取組を推進するため、本計画の進行管理については、高槻市青少年育成計画策定小委員会委員を中心に「高槻市青少年育成計画推進委員会」を設置し、毎年度取組の実施状況の把握に努めます。

また、「高槻市青少年問題協議会」において、取組状況の評価等の審議を行います。



資料編

- 1 策定経過
- 2 高槻市青少年健全育成条例
- 3 高槻市青少年問題協議会規則
- 4 高槻市青少年問題協議会委員
- 5 高槻市青少年育成計画
策定委員会設置要綱

1 策定経過

高槻市青少年育成計画策定委員会、及び高槻市青少年問題協議会による審議を踏まえて策定を行いました。

日程	会議等	主な内容
令和元年12月18日～ 12月24日	令和元年度 第1回 高槻市青少年育成計画 策定小委員会	
令和2年1月21日	令和元年度 第1回 高槻市青少年育成計画 策定委員会	「第4次高槻市青少年育成計画」 概要(案)について
令和2年2月3日	令和元年度 第2回 高槻市青少年問題協議会	
令和2年9月24日～ 9月28日	令和2年度 第1回 高槻市青少年育成計画 策定小委員会	「第4次高槻市青少年育成計画」 (素案)について
令和2年10月6日	令和2年度 第1回 高槻市青少年育成計画 策定委員会	パブリックコメントの実施について
令和2年10月26日	令和2年度 第2回 高槻市青少年問題協議会	
令和2年12月21日～ 令和3年1月20日		「第4次高槻市青少年育成計画」(素案)に対する パブリックコメントの実施
令和3年1月25日～ 1月28日	令和2年度 第2回 高槻市青少年育成計画 策定小委員会	
令和3年2月3日	令和2年度 第2回 高槻市青少年育成計画 策定委員会	パブリックコメントの結果報告、反映
令和3年2月16日	令和2年度 第3回 高槻市青少年問題協議会	

2 高槻市青少年健全育成条例

昭和60年12月23日

条例第22号

次代を担う青少年が、健全に成長することは、市民すべての願いである。

われわれは、青少年自らが、その成長のために、誇りと自覚をもって、自己の啓発と向上に努めるとともに、その主体性を確立し、積極的な社会参加を通じて、人間尊重と連帯の精神を培い、国際社会にふさわしい健全な人間として成長し、平和な社会の建設に貢献することを心から期待する。

われわれはまた、急激な社会構造の変化により、青少年の健全な成長を阻む多くの要因が存在しており、青少年が自己を取り巻く諸環境の整備を要求する権利をもっていることを認識し、これらの課題の解決が急務となつていることを強く自覚する。

ここにわれわれは、青少年の健全な育成に対する自らの責務を想起し、市民すべてが相互に連携して、青少年健全育成活動を積極的かつ主体的に展開することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務を明らかにし、市の基本施策を定めてこれを推進するとともに、市民相互の連携による自主的な活動を促進し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 青少年は、人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、かつ、良い環境の中で心身ともに健やかに成長するよう家庭、学校、地域社会その他あらゆる生活の場において配慮されなければならない。

(定義)

第3条 この条例において「青少年」とは、18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。

(市の責務)

第4条 市は、青少年の自主性を尊重し、大阪府その他関係機関と連携しつつ、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(営業を営む者の責務)

第5条 物品の製造又は販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他営業を営む者は、その営業について、社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者(親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監護するものをいう。)は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、愛情ある環境の中で青少年を保護し、及び教育するよう努めなければならない。

(平12条例5・一部改正)

(家庭を構成する者の責務)

第7条 家庭を構成する者は、互いに協力し、健全な家庭づくりを進めることによつて、青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

(学校関係者等の責務)

第8条 学校の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、その職務又は活動を通じて、互いに協力し、青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

(地域社会を構成する者の責務)

第9条 地域社会を構成する者は、地域社会における活動を通じて、互いに協力し、青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

(基本施策等)

第10条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- (1) 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の促進
- (2) 青少年の健全な育成に関する指導者の養成及び確保
- (3) 青少年の健全な育成を図るための施設の整備及びその利用の促進
- (4) 青少年の健全な育成に関する各種の教育の推進
- (5) 青少年を取り巻く社会環境の浄化等青少年の非行を防止する活動の促進
- (6) 青少年の健全な育成に関する相談体制の整備
- (7) 青少年の健全な育成に関する市民の自主的活動の促進
- (8) 青少年の健全な育成に関する調査研究、情報の提供及び啓発の推進

2 市長は、前項の施策の実施についての総合的な計画を策定しなければならない。

(助成等)

第11条 市長は、前条の基本施策の推進を図るため必要があると認めるときは、青少年の健全な育成を目的とする団体に対し、助成その他の援助措置を講ずることができる。

(有害図書類の制限)

第12条 何人も、図書類(書籍、雑誌その他の刊行物、文書、絵画、写真、レコード、録音テープ、録画テープ、映画フィルム、スライドその他これらに類するものをいう。)の全部又は一部を著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性を助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないように努めなければならない。

(深夜はいかいの制限)

第13条 何人も、青少年を深夜(午後10時から翌日の日出時までの時間をいう。)に盛り場その他の青少年の健全な成長を阻害するおそれのある場所で、はいかいさせないように努めなければならない。

(運用上の留意)

第14条 この条例は、青少年の健全な育成のために運用するものであつて、市民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。
(昭和61年規則第5号で昭和61年2月1日から施行)
- 2 高槻市青少年保護育成条例(昭和44年高槻市条例第48号)は、廃止する。
附 則(平成12年3月28日条例第5号)抄
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

3 高槻市青少年問題協議会規則

昭和45年11月26日

規則第54号

注 平成6年7月27日規則第28号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、高槻市附属機関設置条例(平成24年高槻市条例第36号)第5条の規定に基づき、高槻市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24規則50・全改)

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各々1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平24規則50・全改、平26規則17・一部改正)

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平6規則28・一部改正、平24規則50・旧第5条線上・一部改正、平26規則17・一部改正)

(専門部会)

第4条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 専門部会の会議は、部会長がこれを招集する。

(平24規則50・旧第6条線上・一部改正、平26規則17・一部改正)

(幹事)

第5条 協議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の担当事務について、委員を補佐する。
(平24規則50・旧第7条線上、平26規則17・一部改正)

(事務局)

第6条 協議会の庶務を処理するため事務局を置き、その職員は教育委員会事務局の職員をもって充てる。

(平26規則17・全改、令元規則18・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平24規則50・旧第9条線上・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年7月10日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年4月18日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月27日規則第28号)

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月19日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第17号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月22日規則第18号)

この規則は、令和元年8月13日から施行する。

4 高槻市青少年問題協議会委員

◎会長 ○副会長（令和3年3月現在）

構成	氏名	所属等
市議会議員	宮本 雄一郎	高槻市議会議員
関係行政機関	勝村 仁一	高槻警察署 生活安全課長
	阪口 克美	大阪府吹田子ども家庭センター 企画調整課長
学識経験者	丸毛 由美子	高槻市立芝生小学校 校長
	木村 久美子	高槻市立川西中学校 校長
	青竹 二郎	大阪府立高槻北高等学校 校長
	◎ 永田 美江子	平安女学院大学 国際観光学部教授兼学生部副部長
	香川 香	関西大学大学院 心理学研究科教授
	○ 小林 将元	NPO法人クラウドナイン 理事長

(敬称略)

5 高槻市青少年育成計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の青少年対策推進を目指し、青少年の健全育成に関する基本施策を計画するに当たり、各部課が相互に連絡、調整を行うことにより、総合的な計画の策定が図れるよう、高槻市青少年育成計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は教育委員会事務局を所管する副市長を、副委員長は他の副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は委員長が召集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員会の構成員以外の職員を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(小委員会)

第5条 委員会はその目的を達成し、また円滑な運営を図るため委員会に育成計画小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

2 小委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3 小委員会は、委員長が召集する。

(事務局)

第6条 委員会及び小委員会の事務局を教育委員会事務局地域教育青少年課に置き、事務局は会務を処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

資料編

附則

- 1 この要綱は、平成22年8月1日から実施する。
- 2 平成12年5月1日付け高槻市青少年育成計画策定委員会設置要綱は廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年8月13日から実施する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から実施する。

(別表1) (第2条関係)

役職	委員
委員長	所管副市長
副委員長	副市長
委員	総合戦略部長
	総務部長
	市民生活環境部長
	健康福祉部長
	子ども未来部長
	都市創造部長
	街にぎわい部長
	教育次長
学校教育監	

資料編

(別表2) (第5条関係)

所属		役職名	
【市長部局】			
総合戦略部	市長室	室長が指名するもの	
	みらい創生室	室長が指名するもの	
総務部	危機管理室	室長が指名するもの	
市民生活環境部	コミュニティ推進室	室長が指名するもの	
	人権・男女共同参画課	課長	
	消費生活センター	所長	
健康福祉部	福祉事務所	福祉相談支援課	課長
		障がい福祉課	課長
	保健所	健康医療政策課	課長
		保健予防課	課長
		健康づくり推進課	課長
		健康づくり推進課	課長
子ども未来部	保育幼稚園総務課	課長	
	子ども保健課	課長	
	子育て総合支援センター	所長	
都市創造部	都市づくり推進課	課長	
街にぎわい部	農林緑政課	課長	
	産業振興課	課長	
	文化スポーツ振興課	課長	
	文化財課	課長	
【教育委員会】			
教育委員会事務局	学校安全課	課長	
	保健給食課	課長	
	地域教育青少年課	課長	
	城内公民館	館長	
	中央図書館	館長	
	教育指導課	課長	
	教育センター	所長	



高槻市マスコットキャラクター はにたん

第4次高槻市青少年育成計画

令和3年(2021年)3月

【発行】高槻市 教育委員会事務局 地域教育青少年課

【住所】〒569-8501 高槻市桃園町2番1号

【電話】072-674-7654 【FAX】072-674-7645